

特別支援学校等の臨時休校に係る放課後等デイサービスの利用者負担軽減のQ & A（令和2年6月利用分）

項番	質問	回答
1	軽減対象外の児童は、通常どおり請求すればよいか。	お見込みのとおり。
2	上限額管理対象の児童の場合、2月の管理結果が1又は3の場合は、軽減対象外ということによいか。	お見込みのとおり。管理結果が1又は3の場合、2月の利用者負担は上限に達しており、6月の利用者負担が増加することはないため、軽減対象にならない。
3	2月と6月の利用者負担の比較において、複数事業所を利用している児童の場合は、全事業所の利用者負担の合計を比較するのか。	お見込みのとおり。
4	上限額管理対象の児童の場合、関係事業所から上限額管理事業所に送付する利用者負担額一覧表は、通常どおり作成するものか。それとも、事前に2月の利用者負担と比較するなどの作業が必要か。	通常どおり作成して送付する。軽減対象者の確認は、上限額管理事業所が、6月の上限額管理結果票の作成時に行い、軽減対象となる場合は、軽減後の利用者負担額を利用者負担上限月額とみなして、各事業所の利用者負担額を調整する。
5	複数事業所を使用しているが、上限管理されていない児童の場合、全事業所の利用者負担の情報がないが、どのように対応すればよいか。	受給者証等の確認により、6月の契約支給量（日数）が最も多い事業所が中心となり、事業所間で2月と6月の利用者負担の情報を共有し、軽減対象となるかを確認する。なお、軽減対象となる場合は、2月の利用者負担を超えないように、請求する利用者負担を調整すること。
6	5の例において、利用者負担を調整する場合、便宜上、上限額管理の対象者として、請求を作成してよいか。	上限額管理の対象となっていない児童について、上限額管理の対象者として請求した場合、請求がエラーとなるため、上限額管理の対象とした請求はできない。その他の児童と同様に利用者負担上限月額①を事業所が受領する額として設定のうえ、請求すること。
7	複数事業所を利用している児童が軽減対象となった場合、全事業所において、対象者一覧表（エクセル）に記載し、提出が必要か。	全事業所が対象者一覧に記載し、提出する必要がある。
8	対象者一覧（エクセル）において、6月の利用者負担の欄には、本来の額を記入するのか、利用者負担軽減後の額を記入するのか。	利用者負担軽減後の額を記載する。
9	3月まで児童発達支援を利用し、4月から放課後等デイサービスを利用している場合、「2月に利用がある利用者」、「2月に利用がない又は3月以降に新規で給付決定を受けた利用者」のどちらに該当となるか。	4月からの放課後等デイサービス利用者については、「2月に利用がない又は3月以降に新規で給付決定を受けた利用者」に該当するので、利用者負担上限月額が4,600円の場合は4,000円、利用者負担上限月額が37,200円の場合は8,000円を超えないように軽減する必要がある。
10	軽減対象者について、国保連の仮審査で、EG37「▲資格:利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません」のエラーが発生するが、どのように対応すべきか。	軽減対象者については、必ず発生するエラーとなりますので、利用者負担額が正しく軽減されている場合は、返戻にはなりません。なお、複数事業所を利用している者で、他事業所との利用者負担額の合計が正しく軽減されていない場合は、返戻になりますので、必ず他事業所の利用状況を把握の上、ご請求ください。
11	<u>令和2年6月は臨時休校の期間はなかったが、放課後等デイサービスの利用者負担軽減を実施するのか。</u>	<u>札幌市では、分散登校等が実施されている期間（6/1～6/12）及びそれ以降の期間（6/13～6/30）について、放課後等デイサービスの基本報酬を学校休業日の基本報酬単価により請求する取扱いとしております。この取扱いに伴い、利用者負担の増加が見込まれ、また当該期間について、国では臨時休校に該当するものとして取扱うことを認めていることから、利用者負担軽減事業の実施主体である北海道が、令和2年6月についても当該事業を実施すると判断したため。</u>

追加